

事業者各位

平成 28 年 6 月以降の（工種：ひき屋・解体）の登録申請の取扱いについて

建設業法の改正（平成26年6月公布、平成28年6月施行）により、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「解体工事業」が設けられました。このことにより、平成28年6月1日以降の工種：「ひき屋・解体」の入札参加資格審査申請について、以下のように取扱いを変更します。

1 平成27・28年度有資格者名簿における申請について

工種：「ひき屋・解体」のまま変わりません。

	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
平成28年5月31日以前	とび・土工工事業又は建築工事業	とび・土工工事業又は建築工事業
平成28年6月1日以降の随時申請から	解体工事業、とび・土工工事業（平成28年5月31日以前に許可を受けたものに限る。）又は建築工事業	解体工事業、とび・土工工事業（平成28年5月31日以前に経審を受審したものに限る。（注））又は建築工事業

（注） 建設業法の経過措置期間（平成28年6月1日から平成31年5月31日）中において、解体工事業の許可取得前にとび・土工工事業の経審を受けた場合についてはお問い合わせください（以下同様）。）

2 平成29・30年度有資格者名簿における申請について（申請受付開始は平成28年10月頃を予定しています。）

工種：「解体」となります。

	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
平成29・30年度有資格者名簿への申請から	解体工事業、とび・土工工事業（平成28年5月31日以前に許可を受けたものに限る。）又は建築工事業	解体工事業、とび・土工工事業（平成28年5月31日以前に経審を受審したものに限る。（注））又は建築工事業

※ なお、これまでの工種「ひき屋・解体」における「ひき屋」工事については、工種：「とび・土工」の細目に移行します。

3 平成31・32年度有資格者名簿における申請について（申請受付開始は平成30年10月頃を予定しています。）

工種：「解体」となります。

	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
平成31・32年度有資格者名簿への申請から	解体工事業	解体工事業

【参考】

	平成28年6月 （法施行）	平成29年度	平成30年度	平成31年度
（本市有資格者名簿の工種及び許可）	27・28年度有資格者名簿	29・30年度有資格者名簿		31・32年度有資格者名簿
	工種：ひき屋・解体 許可：解体工事業（追加） とび・土工工事業※ 建築工事業	工種：解体 許可：解体工事業（追加） とび・土工工事業※ 建築工事業		工種：解体 許可：解体工事業

※平成27・28年度中の随時申請で「ひき屋・解体」を、又は平成29・30年度中の定期申請及び随時申請で「解体」を登録する場合、解体を含まないとび・土工工事業の許可（平成28年6月1日以降の許可）での登録は認めない。解体を含むとび・土工工事業の許可（平成28年5月31日以前の許可）であれば従来通り登録は可能。

担当：財政局契約第一課